

資料 3－6

第4回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

3 医療・福祉・警察等の対応

調査・検討

(3) 各種警察活動

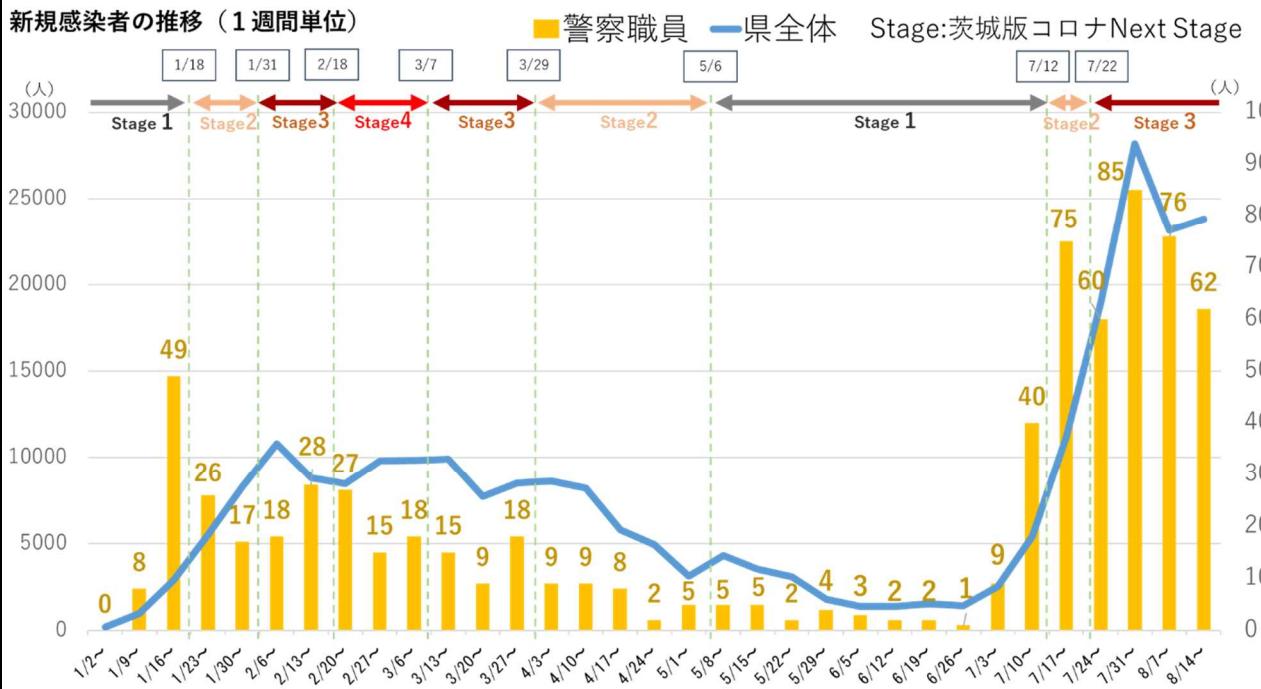
(警察本部)

令和4年8月30日(火)

【調査・検討を行う分野】各種警察活動

1 現状・課題（全体像）

- 警察職員の感染状況については、令和4年8月25日時点で797名の職員への感染が確認されている。



- 被留置者の感染状況については、令和4年8月25日時点で37名の被留置者への感染が確認されているほか、同じ留置施設から複数の被留置者の感染が確認されたケースも認められる。

被留置者の感染状況（8月25日現在）	留置場	人数	判明日
	つくば	2名	R2. 10. 2、R3. 7. 20
石岡	1名	R2. 12. 7	
日立	4名	R3. 4. 2、R4. 7. 30～7. 31（3名）	
龍ヶ崎	8名	R3. 8. 15～8. 24	
牛久	1名	R3. 9. 1	
神栖	6名	R4. 2. 18～3. 10（5名）、R4. 7. 4	
ひたちなか	4名	R4. 3. 5～3. 10	
筑西	3名	R4. 4. 10～4. 15	
境	2名	R4. 5. 24	
下妻	5名	R4. 8. 6～8. 10	
取手	1名	R4. 08. 15	

2 県の取組内容

(1) 職員における感染防止対策

- 県警察では、職員に対し常時マスク着用、日常生活における手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行等の基本的な感染防止対策のほか、オンライン等を活用した会議や決裁、在宅勤務、時差出退勤、休暇や休日出勤・振替休暇の取得による職員同士の接触の低減等を図っている。
- 警察署において感染拡大防止の観点から多くの職員を自宅待機とした場合は、警察本部からの応援派遣を行い、治安維持に間隙が生じないようにしており、警察本部では安定した応援派遣ができるよう、必要な体制の維持に配意している。
- さらに、感染拡大が進んだ場合に備え、最大 40%の欠勤者が出了状況を想定した業務継続計画を策定している。
- 職員のワクチン接種については、PTを立ち上げて県の大規模接種会場等において職員に対するワクチン接種を推進した結果、3月末時点で、コロナウイルスに感染している、ワクチンにアレルギーがある等のやむを得ない事情がある者を除き、全ての職員が3回目のワクチン接種を実施した。
- 4回目のワクチン接種については、今後、職員の感染がさらに拡大することで業務の停滞を招きかねない危機的な状況にあることを踏まえ、接種対象が拡大された場合には、県知事部局と連携し早期接種に努める。

(2) 留置施設内における感染防止対策

- 留置施設は、逃走防止等の観点から、一定の閉鎖性を帯びることは否定できないが、定期的に窓を開けて空気の入れ換えを行ったり手指消毒等の基本的な感染防止対策を行い、被留置者の健康の保持に配慮している。また、入浴等の起居動作を行わせる際にも、単独で行わせるなど、被留置者を相互に接触させないようにしている。
- あらかじめ隔離施設として運用する留置施設を確保しておき、被留置者が新型コロナウイルス感染者と判明した場合には、速やかに同施設に留置するなどしている。

3 今後の方策

上記対策を引き続き推進し、感染拡大兆候が見られる場合には社会の動きに先んじてより一層強固な対策を行い、いかなる状況においても治安維持活動や各種行政サービスに間隙を生じさせることがないようにする。